

学生用

令和5年度

大学院履修手引

群馬大学大学院社会情報学研究科

目 次

社会情報学研究科カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー・・・・・・・・	1
1 社会情報学研究科の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 履修方法と開設授業科目等 ・・・・・・・・	5
開設科目及び担当教員 ・・・・・・・・	8
教員の専門分野及び指導可能な研究テーマ ・・・・・・・・	9
授業科目・講義内容一覧・・・・・・・・	11
3 修士論文の提出等要領 ・・・・・・・・	17
4 修士論文発表会実施要領 ・・・・・・・・	17
5 諸手続等 ・・・・・・・・	18
6 休講措置 ・・・・・・・・	18
7 群馬大学大学院学則(抜粋) ・・・・・・・・	19
8 群馬大学学位規則(抜粋) ・・・・・・・・	27
9 群馬大学大学院社会情報学研究科規程 ・・・・・・・・	31
10 群馬大学大学院社会情報学研究科の短期修了に関する内規・・・・・・・・	33
11 群馬大学大学院共通科目に関する内規・・・・・・・・	34
大学院社会情報学研究科施設利用心得 ・・・・・・・・	37

○教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）～このような教育を行います～

＜教育の目標＞

- 1 「高度専門職業人」及び「実践的研究者」養成のための教育
- 2 社会情報学の基礎を身につけ、高度情報社会の特質を専門的・多角的に読み解く力や問題解決能力を養成する教育
- 3 メディアと社会・文化・組織・個人に関わる課題を発見し、質の高い意思疎通、先進的な科学的思考とスキルによって、行政・経営の領域で解決策を提案できる能力を養成する教育
- 4 学際的・総合的な知識と思考能力を強化し、応用できる能力を養成する教育
- 5 自ら設定したテーマに沿って調査・研究活動を進め、それを論文やプレゼンテーションとして結実させる能力を養成する教育

＜教育課程の構成＞

社会情報学を構成する人文科学・社会科学・情報科学の諸科目が配置された「共通基盤科目」「メディア社会構想コース」「社会情報システムデザインコース」「特別研究」の4つの科目群

＜教育内容・方法＞

- 1 シラバスに詳述された目標・内容・教育方法・評価方法等に基づいて段階的に展開される講義・演習・実習の各科目
- 2 実践的な調査・研究活動を主体的・能動的に進め、それを論文に結実させる能力を養成する授業の展開
- 3 複数教員指導制による個人別の学修・研究指導

＜学修成果の評価＞

学修成果の評価は、成績評価基準に基づいて行います。また学位論文の評価は、研究科において定める手続及び論文評価基準に基づいて行います。

○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）～このような人材を育てます～

＜学位授与の条件、達成度・能力評価の基準＞

2年以上在籍して、かつ全学のディプロマ・ポリシーを踏まえた上で、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、修士（社会情報学）の学位を授与します。

ただし、1年以上の在学期間で修了要件を満たし、かつ、特に優れた業績を上げた者については、短期修了することが可能です。

＜学修成果の目標＞

- 1 人文・社会科学、情報科学の知識に基づいた社会的洞察力・状況分析能力・科学的思考力を有し、情報社会の諸問題に活用することができる。
- 2 行政・企業・NPO等の各種組織における意思決定に、具体的・実践的に関与することができる。
- 3 社会情報過程の主体としての人間と情報化の共存という視点に立って、情報化の進展に伴う経済・社会・産業の諸問題や、地域社会における多様な組織の在り方を考究することができる。

1 社会情報学研究科の概要

(1) 研究科の目的

本研究科は、社会情報学の深化と発展を図り、社会的・時代的な要請を受けて活躍することのできる「高度専門職業人」及び「実践的研究者」を養成することを目的とします。「高度専門職業人」とは、人文・社会科学、情報科学の知識とそれに基づいた社会的洞察力・状況分析能力・科学的思考能力を駆使して、行政・企業・NPOなどの各種組織において意思決定に具体的・実践的に関与できる人材を指します。「実践的研究者」とは、社会情報過程の主体としての人間と情報化の共存という視点に立って、情報化の進展に伴う経済・社会・産業の諸問題や、地域社会における多様な組織の在り方を考究できる人材を指します。

その目的を実現するために、本研究科は、現代社会に氾濫する多種多様な情報を的確かつ選択的に把握し、またそれらを主体的判断に基づいて加工し、新たな情報発信により情報化社会に積極的に関わって行くことのできる能力などを有する多様な人材を育成するための教育研究を行います。また、社会人の再教育を通して地域社会への役割を果たすとともに、国際社会における人材養成への貢献のため、積極的に外国人留学生の教育研究指導を行います。

(2) 研究科の構成

本研究科は「社会情報学専攻」の一専攻により構成されますが、ここには激変し続ける高度情報社会が次々と生み出す諸課題に対応する教育研究という広汎な社会的要請に応えるために、以下の7つの大きな研究領域が設定されています。

文化・コミュニケーション領域

高度情報社会における文化とコミュニケーションの現状と、そのあるべき姿を探究する領域です。高度情報社会は便利な情報メディアをわれわれに与えただけでなく、人と人とのコミュニケーションの在り方や文化や心理メカニズムの作用にかかわる人間的状況の深層構造をも変えていく可能性があります。このような状況的变化の様相を、文化論、心理学、社会学、メディア論、コミュニケーション論といった切り口から探求し、あるべき高度情報社会の姿についても構想する領域です。

経済・経営領域

経済・経営領域では経済政策や経営戦略を策定する研究を目指し、それを高度化するために情報活用と情報化対応の視点から取り組んでいきます。本領域は、経済・産業分野と経営・会計分野から構成されます。経済・産業分野では、経済構成主体の行動や経済活動全体を経済情報を利用して分析して、地域や国などの経済政策を産業の生産や消費・生活に注目して策定・評価する研究をします。経営・会計分野では、急速に変容しつつある経営環境（顧客環境・競争環境・技術環境・地球環境・組織環境等）に適応するために必要な経営情報過程の解析と経営的意思決定に関する実践的研究を行います。

地域・行政領域

高度情報社会における地域振興、行政機能のあり方および行政情報の意義を研究し、行政組織の意思決定に関する実践的教育研究を行います。具体的には、行政や地域に関わる情報社会に特有の諸問題を分析したうえで、地域社会学、行政学、行政法学、環境科学など地域と行政の在り方を問う領域と、地域における社会的起業やプロジェクトを実践するためのスキルを養成する領域を総合し、問題の解決のために求められる行政機関と公的サービスの役割を、市民の立場から提案するための研究を行います。

情報技術領域

先端的情報理論と、情報処理機器や情報ネットワークのいっそう高度な利用、情報システムやインターネットの構築と管理についての実践的研究を行います。

社会実証領域

高度情報社会現象の客観的把握と将来予測を行うための、データの収集法・分析法についての実践的研究、情報社会における諸社会現象の成因を社会調査結果や統計資料をデータ解析することにより実証する研究を行います。

社会モデリング領域

高度情報社会を様々な「システム」とその内外を流動する「情報」の総合体ととらえ、これらの仕組みと相互作用を、データ解析やシミュレーションによって解析する研究、および個人レベルでの意思決定と経営組織など集合的意思決定における理論と方法についての実践的研究を行います。

グローバル領域

高度情報社会のグローバルな発展と対になるはずの、日本の地域社会が衰退しつつある現状を打開するための、様々な地域活性化策の研究、および地域の新たな構成員である非日本語圏出身者の日本語学習と相互理解における、言語学および日本語教育学的課題解決のための研究を行います。

これらの7つの研究領域は、社会情報学の誕生当初から人文・社会科学の諸分野を情報科学という共通のツールで再編成した学際的な各学問分野、および、既存の構成学問分野のさらなる融合や発展により形成されつつある新研究領域で構成されています。

日本初の社会情報学研究科であった本研究科設立後、多くの社会情報学研究科が他大学で設置されました。本研究科は社会情報学研究のフラグシップとして、激変し続ける高度情報社会が次々と生み出す諸課題に対応する教育研究を実行するという社会的要請に応えるために、これらの7つの研究領域を配置しました。

(3) 教育目標・カリキュラム・指導方法

教育目標

「研究科の目的」に従い、「高度専門職業人」及び「実践的研究者」を養成します。これらの人材を養成するため、本研究科では、社会情報学を構成する人文科学・社会科学・情報科学の諸科目を配置した、学際・総合的学修が可能なカリキュラムによる教育を行います。このカリキュラムに基づいて、情報処理技術の一層高度な社会的活用方法と、人間の意識と行動の社会情報学的把握方法、社会情報過程全般にわたる情報の高度な運用方法を修得させ、人間生活と調和のとれた情報化の在り方を考究する力を培います。同時にこれらの知見を活用して、地域社会、経営、行政など高度情報社会の各所で生じている先端のかつ実践的な取扱いが必要とされる諸問題や各組織の在り方を検討し、これらに対する的確な意思決定、問題解決及び新規事業形成を研究する能力を涵養することを目標としています。

本研究科は、高度な研究を目指す専門教育はもとより、行政・企業等の組織人の再教育やキャリアアップ教育、一般社会人の学問的探究心を満たす生涯教育も行います。また国際社会の発展を担う世界各地からの研究留学生、交流協定締結校等からの短期留学生などの外国人留学生の教育、および情報社会のグローバル化と対になる日本の地域の諸問題に対応するためのグローバル教育を行います。

カリキュラム構成

本研究科のカリキュラムの概略を示したのが「科目区分図」です。

科目群	必要単位数	履修上の留意点
①選択必修科目	4単位	比較社会情報学特論（2単位）または理論社会学特論（2単位）、および論文作成セミナー（2単位）を含むこと 4単位を越えた場合は選択科目として修了要件の単位と認める
②選択科目群	18単位以上	2つのコースの科目および共通基盤科目から選択すること 選択したコースの科目6単位を含むこと 先端応用情報学領域の科目は8単位まで選択科目として修了要件の単位と認める 他研究科等開講の群馬大学大学院共通科目は選択科目として4単位まで修了要件の単位と認める
③特別研究	8単位	主指導教員が開設する特別研究のみ修了要件の単位と認める
計	30単位以上	

大学院生は必修科目群である「選択必修科目」「特別研究」と、これらと相互に関連性を持った「選択科目群」である「コース科目」および「共通基盤科目」に配置された、7つの「研究領域」に関する専門科目と、集中講義である「先端応用情報学領域」の科目のなかから、研究上の必要に応じて選択して学びます。これらの科目は、各研究領域に関連する問題や課題を、常に情報および情報社会との関わりを意識しながら分析し結論や解決策を提示するという、「社会情報学」に関する理念・知見・研究方法を学べるように配置されています。

○必修科目群

特別研究

IおよびIIからなります。修士研究および論文作成に直接必要な指導を受けて課題研究を行います。主指導教員が開設する科目を受講しますが、これに加えて研究の必要に応じて、他の教員の開設する特別研究を受講することも可能です。

選択必修科目

社会情報学の研究に必須な人文・社会科学の理論等について学ぶ科目（比較社会情報学特論、理論社会学特論のいずれかを履修すること）、および修士論文作成スキルについて実践的に学ぶ科目（論文作成セミナー、受講内容は選択可能な必修）で構成されています。

○選択科目群

コース科目

本研究科は、高度な人材育成のための履修モデルとして、次の2つのコースを設けます。大学院生は、選択したコース科目のなかから6単位以上を取得しなくてはなりません。他コースの科目は、選択科目として履修できます。

① メディア社会構想コース

本コースでは、メディアへの着目を基礎に、望ましい新たな社会のあり方を構想します。本コースの「メディア」は、狭義のマスメディアやパーソナルメディアだけでなく、それを支える電子的な技術や人間本来の言語的・非言語的なコミュニケーション能力などを含むより広い概念です。また、「社会」には、法的、自然科学的な意味を含む広範な社会システムの意味を込めています。

高度情報社会におけるメディア・文化およびコミュニケーションの特質について学ぶ「文化・コミュニケーション領域」、情報化に伴い地域社会・行政に発生している諸課題と解決策について学ぶ「地域・行政領域」、高度情報社会のグローバル化と対になる地域社会の活性化や非日本語圏出身者との共生について実践的に学ぶ「グローバル領域」の3領域で構成され、研究上の必要に応じて選択して学びます。

② 社会情報システムデザインコース

本コースでは、社会実験・シミュレーションやデータ解析の結果に基づいて、社会システムをデザインできる能力を育成します。

高度情報社会における諸社会現象の成因を、社会調査結果や各種統計資料をデータ解析することにより実証する「社会実証領域」、情報社会を構成している様々な社会システムの構造・機能を数理モデルやシミュレーションにより分析する「社会モデリング領域」、高度情報社会における経済統計資料の分析や経済政策・経営戦略などについて学ぶ「経済・経営領域」の3領域で構成され、研究上の必要に応じて選択して学びます。

共通基盤科目

情報通信技術の高度な利用や情報システムやインターネットの構築と安全安心な管理について学ぶ「情報技術領域」、および社会情報学研究の最先端のトピックを学ぶ「先端応用情報学領域」で構成され、研究上の必要に応じて選択して学びます。

学修・研究指導方法

本研究科では、個々の大学院生の学修と研究の指導に際して、複数教員による「個人別指導」を行います。これは、社会情報学の学際的性質と、大学院生がそれぞれ抱く学術的目標の個別性の調和を図り、それぞれの研究課題の達成をきめ細かく支援するための仕組みです。

大学院生は入学当初から、指導教員チーム（主指導教員1名及び入学後に決定される副指導教員1～2名）による連携協働指導の下で学修と研究を進めます。

大学院生は、主指導教員が作成する研究指導計画書（入学後に作成）と主指導教員の指導意見を参考にし、研究の必要に応じた各科目の履修計画を決定します。

複数教員による「個人別指導」の基本は、大学院生個々の研究テーマと進路希望です。

例えば、博士課程に進学したい、研究者として働きたい、キャリアアップにつなげたい、地域の諸活動の牽引役になりたい、など、いわゆる「キャリア・パス」に応じて、指導教員チームが指導計画を立てます。大学院生は、できるだけ早く個々人の希望する「キャリア・パス」を明確にし、必要に応じて指導教員チームに相談してください。

2 履修方法と開設授業科目等

(1) 修了要件

本研究科に2年以上在籍して、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格した者とします。ただし、1年以上の在学期間で修了要件を満たし、かつ、特に優れた業績を上げた者については、短期修了することが可能です。「群馬大学大学院社会情報学研究科短期修了に関する内規」に基づいて運用されますので、詳しくは指導教員チームに相談してください。

また、学位論文の評価基準は、以下のとおりです。

(修士論文)

1. 研究の目的

研究目的が学術的あるいは社会的に意義を持つものであること
研究目的が明確な問題意識と位置づけを基にしたものであること

2. 研究方法

研究目的に沿って妥当な方法論を選択した研究であること
方法論的妥当性を確認できる情報が論文内に記載されていること

3. 研究成果

研究方法、研究結果について、適切な論証と考察が行われていること
研究で得られた結果と整合性・説得力のある結論が導かれていること

4. 研究の適切性

研究は、研究倫理に基づいたものであること
学術論文として誤りや曖昧性がなく、論理的な構成がとられていること
先行研究あるいは関連研究に対する適切な引用、評価が行われており、剽窃・盗用・改竄がないこと
別に定める「修士論文作成・提出要領」に従い作成・提出がなされていること

(2) 授与する学位の種類

本研究科を修了した者には、修士(社会情報学)の学位を授与します。

(3) 履修上の原則

履修計画の作成とそれによる授業科目の履修登録は、シラバスを参照し指導教員チームの指導の下で、所定の期日までに教務システムにて行ってください。

(4) 履修方法

以下の科目群ごとに、必要単位数が決まっています(科目区分図も参考にしてください)。

これとシラバスや指導教員チームから提示される履修用資料及び指導意見を参考にして、自らの進路希望を実現するために必要な研究能力を獲得できるように、履修計画(総単位数30単位以上及び修士論文)を編成してください。履修計画は、大学院生の学修・研究の進捗状況を確認しながら、適宜、指導教員チームと相談して見直しを行います。

① 選択必修科目 (4単位)

比較社会情報学特論または理論社会学特論のいずれか2単位および論文作成セミナー2単位を含むこととします。4単位を越えた場合は選択科目として修了要件の単位と認めます。

② 選択科目群 (18単位以上)

2つのコース科目および共通基盤科目のなかから選択します。大学院生が選択したコースの科目6単位を含むこととします。

先端応用情報学領域の科目は8単位まで選択科目として修了要件の単位と認めます。

他研究科等開講の群馬大学大学院共通科目は4単位まで選択科目として修了要件の単位と認めます。

③ 特別研究 (8単位)

主指導教員が開設する特別研究のみ修了要件の単位と認めます。

特別研究は、1年次に「Ⅰ」を、2年次に「Ⅱ」を、それぞれ通年で履修します。

・特別研究Ⅰ(1年次開講、主指導教員との課題研究) 4単位

・特別研究Ⅱ(2年次開講、主指導教員との課題研究) 4単位

(5) 長期履修学生制度

職業を有している、家事・育児・介護等に従事するなどの事情で、学修及び研究指導を受ける時間に制約を受けるため、標準修業年限(本研究科は2年)を超えて在学しなければ課程を修了することが困難な者に対して、本人の申請に基づいて審査し、標準修業年限を超える長期履修をあらかじめ認めることにより、計画的な課程の修了と学位の取得を可能にする制度です。「群馬大学大学院社会情報学研究科長期履修学生制度に関する内規」に基づいて運用されますので、詳しくは指導教員チームに相談してください。

(6) 履修の認定

授業科目の履修単位は、試験(口頭又は筆答)又は研究報告により認定します。病気その他やむを得ない事情により受験できない場合は、追試験を受けることができます。また、試験の結果が不合格となった場合は、再試験を受けることができます。

成績は、以下の「成績評価基準」によって、評価されます。

また、授業科目の成績評価に疑問や確認したいことがあるときは、成績評価の確認を申し立てることができます。成績評価の確認を希望される場合は、予め定められた期間(各学期開始日から1週間程度。ただし、修了年次の最終学期については、成績評価の公開日から1週間程度)に「成績評価確認申請書」を提出してください。

群馬大学大学院 成績評価基準

	評語	評価の基準
合格	A	優 : 到達目標を十分に達成している
	B	良 : 到達目標をおおむね達成している
	C	可 : 到達目標を最低限達成している
不合格	D	不可 : 到達目標を達成していない

GUNMA UNIVERSITY GRADUATE SCHOOL GRADING SYSTEM

	Letter Grade	Evaluation Criteria
Pass	A	Distinction : Outstanding performance
	B	Merit : Above the average standard
	C	Pass : Generally sound work
Fail	D	Fail : Insufficient performance

(7) 授業時間帯

社会人学生が在職したまま履修及び研究ができるように次表のように昼夜開講制をとります。これにより夜間の授業時間帯のみで必要単位を修得することができます。
 なお、昼間及び夜間にまたがって履修することもできます。(授業時間割表は別途配付)
 また、土曜日に集中講義を行う授業科目や、クォーター型で開講する授業科目もあります。

昼間帯

夜間帯

土曜日

時 限	時間\曜日	月	火	水	木	金	土
1～2時限	8:40～10:10						
3～4時限	10:20～11:50						
5～6時限	12:40～14:10						
7～8時限	14:20～15:50						
9～10時限	16:00～17:30						
11～12時限	17:50～19:20						
13～14時限	19:30～21:00						

科目区分図
必修科目群

特別研究 I		特別研究 II	
選択必修科目 (*はいずれか1科目選択)		論文作成セミナー (受講内容選択制必修)	
選択科目群		*理論社会学特論	
メディア社会構想コース科目		社会情報システムデザインコース科目	
文化・コミュニケーション領域	現代メディア特論 身体メディア特論 言語メディア特論 倫理学特論 言語コミュニケーション特論 コミュニケーション特論	社会実証領域	社会統計学特論 社会実証特論 I 公共システム特論 疫学・医療統計特論 調査技法特論 I 調査技法特論 II
地域・行政領域	公法特論 私法特論 行政学特論 行政法学特論 地域社会学特論 環境科学特論 地域自然環境特論	社会モデリング領域	教理モデリング特論 社会シミュレーション特論 意思決定科学特論 オペレーションズ・リサーチ特論
グローバル領域	グローバル地域創生特論 国際関係特論 言語分析特論 情報言語研究特論 日本語コミュニケーション研究特論 地域日本語教育特論	経済・経営領域	経済情報特論 理論経済学特論 経営管理特論 会計情報特論 企業・産業分析スキル特論
共通基盤科目			
情報技術領域	情報処理特論 情報ネットワーク特論 情報セキュリティ特論	先端応用情報学領域	先端応用情報学特講A 先端応用情報学特講B 先端応用情報学特講C 先端応用情報学特講D 先端応用情報学特講E 先端応用情報学特講F 先端応用情報学特講G 先端応用情報学特講H 先端応用情報学特講I 先端応用情報学特講J 先端応用情報学特講L 先端応用情報学特講M

(8) 開設科目及び担当教員 (令和5年度予定)

区分		開設授業科目名	単位数	担 当 教 員	
選択必修科目		比較社会情報学特論 (選択必修)	2	准教授	平田 知久
		理論社会学特論 (選択必修)	2	教授	伊藤 賢一
		論文作成セミナー (受講内容選択制必修)	2	全担当教員	
メディア社会構想コース科目	文化・コミュニケーション領域	現代メディア特論	2	教授	河島 基弘
		身体メディア特論	2	非常勤講師	末松 美知子
		言語メディア特論	2	教授	高山 利弘
		倫理学特論	2	准教授	高井 ゆと里
		言語コミュニケーション特論	2	教授	井門 亮
		コミュニケーション特論	2	教授	柿本 敏克
	地域・行政領域	公法特論	2	准教授	藤井 正希
		私法特論	2	非常勤講師	前田 泰
		行政法特論	2	教授	西村 淑子
		行政学特論	2	准教授	北村 純
		地域社会学特論	2	教授	坂田 勝彦
		環境科学特論	2	教授	石川 真一
		地域自然環境特論	2	教授	西村 尚之
	グローバル領域	グローバル地域創生特論	2	教授	結城 恵
		国際関係特論	2	教授	野田 岳人
		言語分析特論	2	准教授	牧原 功
		情報言語研究特論	2	准教授	牧原 功
		日本語コミュニケーション研究特論	2	講師	大和 啓子
		地域日本語教育特論	2	学内非常勤講師	松田 デレク
社会情報システムデザインコース科目	社会実証領域	社会統計学特論	2	准教授	高木 理
		社会実証特論Ⅰ	2	非常勤講師	早川 翔
		公共システム特論	2	教授	小竹 裕人
		疫学・医療統計特論	2	准教授	片山 佳代子
		調査技法特論Ⅰ	1	准教授	鷹島 修治
		調査技法特論Ⅱ	1	准教授	鷹島 修治
	社会システム領域	数理モデリング特論	2	非常勤講師	松井 猛
		社会シミュレーション特論	2	准教授	吉良 知文
		意思決定科学特論	2	教授	岩井 淳
		オペレーションズ・リサーチ特論	2	教授	杉山 学
	経済・経営領域	経済情報特論	2	准教授	坂本 和靖
		理論経済学特論	2	准教授	江良 亮
		経営管理特論	2	准教授	大野 富彦
		会計情報特論	2	准教授	金 幸弘
		企業・産業分析スキル特論	2	教授 准教授 准教授	杉山 学 大野 富彦 江良 亮 他
共通基盤科目	情報技術領域	情報処理特論	2	准教授	永野 清仁
		情報ネットワーク特論	2	非常勤講師	佐渡 一広
		情報セキュリティ特論	2	教授	柴田 博仁
	先端応用情報学領域	先端応用情報学特講A (社会起業家特論)	1	教授	杉山 学 他
		先端応用情報学特講B (社会起業家特論)	1	教授	杉山 学 他
		先端応用情報学特講C (環境保全と防災) ※奇数年開講	1	教授	石川 真一
		先端応用情報学特講D (国連SDGsにおける地域環境保全) ※奇数年開講	1	教授	石川 真一
		先端応用情報学特講E (院生のための「まちづくりとグローバル・コミュニケーション」)	1	教授	結城 恵
		先端応用情報学特講F (院生のための「グローバル地域創生と企業」)	1	教授	結城 恵
		先端応用情報学特講G (院生のための「ビジネス日本語」)	1	教授 准教授	結城 恵 牧原 功
		先端応用情報学特講H (院生のための「グローバル・インターンシップ・プログラムⅠ」)	1	教授 教授	結城 恵 杉山 学
		先端応用情報学特講Ⅰ (企業がおこなう環境保全活動) ※偶数年開講	1	教授	石川 真一
		先端応用情報学特講Ⅱ (地域環境に対するダムの影響と緩和対策) ※偶数年開講	1	教授	石川 真一
		先端応用情報学特講L (院生のための「グローバル・インターンシップ・プログラムⅡ」)	1	教授 教授	結城 恵 杉山 学
		先端応用情報学特講M (就職日本語－就職活動のためのコミュニケーションを考える)	1	教授	結城 恵
特別研究		特別研究Ⅰ (必修)	4	全担当教員	
		特別研究Ⅱ (必修)	4	全担当教員	

(9) 教員の専門分野及び指導可能な研究テーマ

教員名	専門分野	指導可能な研究テーマ
石川 真一	生態学 環境科学 植物生理学	・ 土木工事など人為による地域の生物環境改変実態の解明 ・ 地球温暖化対策としての植物のCO2吸収量の推定 ・ 地域の自然再生における絶滅危惧植物の保全
井門 亮	言語学 語用論 関連性理論	・ 語彙概念の語用論的解釈に関する研究 ・ 関連性理論に基づいた修辭的表現の分析 ・ 発話解釈における談話標識の役割について
伊藤 賢一	理論社会学 情報社会学	・ 情報化の進展と社会変容に関する社会（学）理論の探求 ・ 社会学理論、社会学史の学説研究 ・ 青少年のインターネット利用におけるリスクとその対策
岩井 淳	社会情報システム学 意思決定支援論	・ 匿名性保証に着目した意思決定支援システムの開発 ・ 社会的選択理論の情報学的展開 ・ 電子的なコミュニケーションとストレス対処
江良 亮	実証経済分析 開発経済学	・ 社会インフラと経済発展との関係 ・ 応用計量経済分析 ・ 情報化と産業構造の変化
大野 富彦	経営学 経営組織 サービス・マネジメント	・ 観光地経営組織とステークホルダーの関係性マネジメント ・ 地域企業のCSV（Creating Shared Value：共通価値の創造）の展開 ・ サービス産業（特に旅館・ホテル）の組織マネジメント
奥貫 圭一	都市・地域解析論 地理情報科学	・ 都市構造の変化に関する研究 ・ わかりやすい地図に関する研究 ・ 都市や地域の問題に対する空間的分析手法の研究
柿本 敏克	社会心理学 グループ・ダイナミックス	・ 仮想世界ゲームを用いた集団内・集団間ダイナミックスの解明 ・ インターネット環境における人間関係 ・ 食におけるリスク情報が信頼性判断に及ぼす影響
片山 佳代子	疫学 社会医学 健康行動科学	・ がん対策に生かすがん記述疫学（がん登録データの解析）とがん情報発信 ・ ヘルスリテラシーや健康教育に関する研究 ・ 医療テキストデータのテキストマイニングやMixmethod研究
河島 基弘	社会学 比較文化論 環境倫理	・ 人間と動物の関係についての歴史的・比較文化論的考察 ・ メディアによる他文化表象の研究 ・ 新聞や放送などマスコミ業界の問題分析
北村 純	行政学 地方自治論	・ 政策過程分析（特に国と地方の関係を中心に） ・ 行政史の研究（特に官僚制における公文書管理について） ・ 官僚制や政策過程を描いた映像作品の研究
金 宰弘	会計学 環境管理会計 CSRマネジメント	・ 企業の財務・非財務データを用いた実証的研究 ・ マネジメントシステムの設計と運用における会計情報の活用 ・ 環境・CSRマネジメントにおける会計手法の導入
吉良 知文	社会シミュレーション 数理最適化とゲーム理論 人工知能	・ シミュレーション技法を用いた社会現象の分析や課題の解決 ・ 動的意思決定モデルとその社会システムデザインへの応用 ・ 配送計画やスケジューリングなど数理最適化の実践
小竹 裕人	公共政策論 政策分析	・ 計量分析による政策選択 ・ 地域課題解決のための次世代モビリティの可能性 ・ 地理情報システムを使った政策情報分析
坂田 勝彦	地域社会学 福祉社会学 社会問題論	・ 戦後日本の開発主義と地域社会に関する生活史的研究 ・ 地域における福祉課題の調査・研究（特に障害福祉、高齢福祉） ・ 社会問題に関する質的研究法による調査・研究

教員名	専門分野	指導可能な研究テーマ
坂本 和靖	計量経済学 労働経済学	・ 養育期における家庭環境と子どものその後の成長との関係 ・ ワーク・ライフ・バランス施策の政策評価 ・ 回答拒否による推計バイアスの計測
柴田 博仁	ユーザインタフェースデザイン 認知科学	・ 読み書きへのメディアの影響を評価する認知心理学的な実験や調査 ・ 読み書きを支援するICTシステムのデザインと構築 ・ インタラクティブシステムの構築と評価
杉山 学	オペレーションズ・リサーチ 経営科学 経営情報学	・ 総合評価を行うための数理的・意思決定支援手法（DEAやAHPなど） ・ 公共事業体や電力事業体などに対する経営効率分析 ・ 首都機能移転計画における候補地の総合評価
高井 ゆと里	西洋哲学史 生命倫理学	・ テキスト解釈の手法による西洋哲学史の研究 ・ 概念的論究を主とした生命倫理学領域の諸研究
高木 理	医療情報学 形式手法	・ 医療データを始めとするデータの分析あるいは分析支援 ・ 病院情報システム、特に、医療データウェアハウスの構築および運用 ・ データ利用に関する安全対策
高山 利弘	日本文学 言語文化	・ 説話や伝承における言語情報の伝達 ・ 軍記文学および歴史文学をめぐる諸問題 ・ 古典文学作品や日記・記録等に基づく古代社会の諸相の解説
薦島 修治	計量社会学 社会階層論 教育社会学	・ 社会調査データの計量分析 ・ 社会階層と不平等に関する研究 ・ 教育達成過程の実証的研究
永野 清仁	最適化理論 機械学習 ネットワーク最適化	・ 数値最適化による問題解決 ・ データ解析のための機械学習手法の研究 ・ ネットワークなどの離散構造に関するアルゴリズム研究
西村 尚之	森林生態学	・ 森林生態系保全の基礎となる森林の成り立ちの解明 ・ 森林の長期的な変化と環境変動との関係の解析 ・ 森林生態系の種共存を解明する研究
西村 淑子	行政法 環境法	・ 行政事件訴訟の要件 ・ 公害・環境訴訟及びADR ・ ハンセン病行政の歴史的検証
野田 岳人	国際関係論 ロシア・旧ソ連地域研究	・ 国際関係理論、国際レジーム論 ・ ナショナリズム論、民族間関係の研究 ・ ロシア、ウクライナなど旧ソ連諸国の研究
平田 知久	メディアの社会史 比較社会学 近現代思想	・ メディア技術、情報、利用の展開と影響に関する歴史的／実証的研究 ・ アジア諸国／諸都市のメディア利用に関する比較社会学的研究 ・ メディアと思想／社会哲学の連関に関する研究
藤井 正希	憲法学	・ 個人の尊厳の概念、人権の歴史、憲法成立史などの憲法総論 ・ 平等権、自由権、社会権など憲法上の個別的な人権カタログの研究 ・ 立法、行政、司法、財政、地方自治などの憲法上の統治制度の研究
牧原 功	日本語学 言語学 日本語教育学	・ 日本語の統語論、語用論、意味論に関わる研究 ・ 日本語と他言語との対照研究 ・ 対照研究の知見に基づいた日本語習得に関わる研究
大和 啓子	日本語学 談話分析 日本語教育	・ ポライトネスに関わる言語行動・表現研究 ・ 日本語を中心とした談話研究 ・ 非母語話者の日本語運用に関わる研究
結城 恵	教育社会学 多文化共生 質的調査法	・ グローカルな視点による地域創生の理論と方法の研究 ・ 多文化共生社会に貢献する人財の養成と活用方法に関する研究 ・ 質的方法、特に、エスノグラフィの理論と実践に関する研究

(10) 授業科目・講義内容一覧

科目名・担当	単位数	講 義 内 容
比較社会情報学特論 准教授 平 田 知 久	2	この授業の目的は、現代の情報社会の諸課題を分析しそれらを解決に導くための概念や手法を、各国・各地域で展開する情報社会の比較を具体例としながら、考察することである。この授業で提供される知見は、比較社会学の一分野に位置づけられるものではあるが、何らかの社会現象に関する研究に従事する受講生に有用なものであるだけでなく、文系・理系の垣根を超え、広く学問的な手続きに関するものとして、研究という営為の基盤形成に活用し得るものである。 それゆえ、授業では情報社会の比較に関する文献の解説を主としながら、それらに対する受講生自身の読解、および受講生の研究やその研究を遂行する上で必須の文献や論文とこの授業との関係について、積極的にディスカッションを行う。
コミュニケーション特論 教 授 柿 本 敏 克	2	人にとってのコミュニケーション活動は様々な観点から捉えることができる。これはちょうど人の在り方に対する認識自体が多面的・多層的であり得るのと同じであり、それはコミュニケーション活動が人の存在にとって根元的意味を持つからだと考えられる。本講義ではこうした人のコミュニケーション活動を、主として社会心理学的な観点から検討していく。まずコミュニケーションに関するいくつかのモデルを示した後、集団間関係研究及び文化心理学研究の2領域を中心に、できるだけ具体的な問題を取り上げつつ、あわせて理論的問題についても検討を加える。受講者の積極的な取り組みが望まれる。
理論社会学特論 教 授 伊 藤 賢 一	2	この授業は、現代の社会学理論を踏まえながら情報社会の諸問題を読み解いていくことを目的とする。近代社会の自己認識として生まれた社会学理論は社会に共有される規範的構造と現実の重なりやズレを読み解いてきたが、こうした社会的な考え方に親しみ、各自の研究に活かすことができるようになることも同時に目指すものである。 授業は教員による一方的な講義ではなく、受講生も社会学理論の読解やディスカッションに積極的に参加することが期待される。社会学理論に関するテキストを用いる予定であるが、テキストの選出にあたっては受講生の意見も参照する。
情報処理特論 准教授 永 野 清 仁	2	ネットワークは対象物間の相互結合を表現する概念である（ここでの「ネットワーク」は、情報ネットワークに限らない数学的概念である点に注意されたい）。インターネット、人間関係、交通網などは、ネットワーク情報として数学的にとらえることができる。社会における様々な現象をネットワークとして科学的に扱う学問がネットワーク科学である。この授業では、ネットワーク科学についてその数学的基礎を学習するとともに、ネットワーク分析手法に関する演習を通じて理解を深める。
情報ネットワーク特論 非常勤講師 佐 渡 一 広	2	基本的なネットワークの利用及び仕組みを理解していることを前提に、現代の社会で欠くことのできない情報ネットワークについて、その最新の技術の紹介とサービスをを中心に講義をする。IPv6や移動体通信（ユビキタス）などの新しいネットワークの仕組みと構築技術、及びその上でなされる各種サービスについて解説する。また、ネットワークの管理・運用、最近のe-serviceとして、電子商取引やコミュニケーション手段としてのWebサービスについて説明する。
情報セキュリティ特論 教 授 柴 田 博 仁	2	多くの人が情報システムを利用する現在、情報を守ること、情報を漏洩させないことを目的とした情報セキュリティ技術（暗号、認証、セキュア通信、日常的な情報管理の方法論）の重要性が高まっている。情報セキュリティの基礎技術を学んだ後、過去のセキュリティ事故の事例分析やセキュリティコンサルの提案を通して、組織でのセキュリティ向上のスキルを磨く。コースの後半ではグループ討論とグループでのプレゼンテーションを中心に活動を進める。
調査技法特論Ⅰ 准教授 鳶 島 修 治	1	この授業は、人文社会科学分野の実証研究に取り組む上での基礎として、適切な方法で社会調査データの収集・整理・分析を行うことのできる能力の養成を目的とする。社会調査（量的調査）を企画・設計する上で必要となる調査デザイン、サンプリング、調査票の作成、実査の方法等に関する内容について学習する。
調査技法特論Ⅱ 准教授 鳶 島 修 治	1	社会調査（量的調査）および基礎的な計量分析の方法について学習する。社会調査データの二次分析を行いながら、統計解析ソフトを用いたデータ加工や基礎的な計量分析の方法を習得するとともに、妥当な因果推論を行うための調査・研究デザインについて理解を深めることを目指す。授業の後半では受講生による報告とディスカッションを行う。
論文作成セミナー	2	特別研究の内容報告や質疑応答を通して、学術論文執筆の基礎技能を身につける。修士レベルの論文のまとめ方や研究の進め方に関する知識を学ぶ。本授業はポイント制を基礎とする。単位修得には、在学期間中に所定のポイントを得る必要がある。
地域社会学特論 教 授 坂 田 勝 彦	2	本授業では、地域社会学にかかわる基礎知識を学ぶとともに、それらをもとに具体的な地域社会の課題について分析する力を身につけることを目的とする。具体的に今年度は、「戦後日本の開発主義」をテーマに、それが各地の農山村に及ぼした影響をあたえてきたかについて、複数の論文・文献の輪読をもとに検討する。そのうえで、各自の問題関心に即しつつ、現代の日本の地域社会をめぐる諸課題について経験的・実証的に考えていく作業を行う。

科目名・担当	単位数	講 義 内 容
環境科学特論 教 授 石 川 真 一	2	「環境の世紀」と呼ばれる21世紀において、経済活動、企業経営、産業振興などの諸人間活動は、地球環境・地域環境と調和しつつ持続的な展開を目指すことになる。本講ではこのため基礎となる、環境の概念と生態系の成り立ち、調査計測方法、評価方法について概説し、簡単なフィールドワークを行うことにより、環境の科学的な捉え方を学ぶ。また、CO2環境と地球環境変化、外来種・絶滅危惧種と生物多様性、生態系の構造と機能といった重要な社会・環境情報に関して、その情報収集・解析方法を学ぶ。これらによって、今後の人間活動と地球環境・地域環境の持続的な調和方法を科学的に考察する力を身につける。
地域自然環境特論 教 授 西 村 尚 之	2	地域自然環境の大部分は、人間の活動と密接に関係している。また、地域文化や地域景観の形成においては自然環境が重要な要素の一つとなっている。そこで、本講義では、経済活動、企業経営、産業振興などの諸人間活動において、地域自然環境を保全しつつ持続的な発展を目指すための諸施策・政策と今後の方向性、及びその基盤となる生物・環境資源の現状、生態系サービスと生物多様性の保全、長期生態系モニタリングなどについて論究する。なお、本講義は、野外見学や実地演習を中心に行う。
企業・産業分析スキル特論 教 授 杉 山 学 准教授 大 野 富 彦 准教授 江 良 亮 他	2	「金融ビジネスの基礎から実際まで」のサブテーマのもと、市民向け大学院「サテライト高崎」で開講される科目である。株式、債権、投資信託等の金融商品、不動産、国際商品（貴金属・農産物・工業製品等）、各種保険、公的年金に至るまで、投資・貯蓄ポートフォリオを自ら構築・運用するために必要となる様々な投資・貯蓄対象の仕組み、税制、価格形成メカニズムについて学ぶとともに、それらを用いて自らの資産運用（節税・相続税対策を含む）や他人の運用アドバイスができるだけの分析スキルや意思決定能力を養成する。（本講義は、群馬大学10号館及び野村證券株式会社高崎支店で行います。）
グローバル地域創生特論 教 授 結 城 恵	2	少子高齢化による社会構造の変化のなかで、「地域」はどうあるべきかを理論的・方法的に学び、持続可能な地域のあり方への方向性を示し、実践できる人財が求められている。本講義では、人口減少現象の比較社会的探究と、その現象に地域活性化の視点から対応する実践を創出する方策を、アクションリサーチを通して模索する。アクションリサーチで具体的な「地域」で実践活動を行う予定で、講義時に日程調整を行う（本講義は、文部科学省「留学生就職促進プログラム」によるグローバル・リーダーシップ・プログラムの一環として実施する予定）。
国際関係特論 教 授 野 田 岳 人	2	本講義では、まず国際関係論の理論やアプローチ（接近法）など基礎的な知識を概説し、国際政治の見方を提示する。次に、テキストを購読しながら国際平和観と安全保障観の変遷と転換について考察する。これまでの国際社会は、平和が必ずしも人々の安全を保障するものではなかった。本講義を通じ、国際平和と人間の安全の両立を目指す平和創造の方法について検討する。国際関係論の基礎的知識が身についてきたら、講義の冒頭、時事的な国際問題を取り上げ、報告会を行うことも予定している。
言語分析特論 准教授 牧 原 功	2	言語を分析し研究を行うにあたって必要となる、言語学の基礎的な知識を身につけることを目的とする。分析対象とする言語は日本語とし、特に統語論、意味論、語用論の側面からアプローチを行う。言語の様々な側面について、具体的な例をもとに検討し、言語がどのように構成され運用されているのかを検討する。
情報言語研究特論 准教授 牧 原 功	2	本講義では、主にコーパス言語データを利用して、実際の日本語使用について考える。まず、各種言語データについて、収集や記述の方法に関する基本的な知識を整理する。次に、文献講読を通して言語データを用いた研究の実践について学ぶ。そのうえで、実際に言語データを扱い、具体的な言語現象について履修者の視点から分析を試みる。
日本語コミュニケーション 研究特論 講師 大 和 啓 子	2	本講義では、日本語学習者の誤用あるいは不自然に感じられる日本語使用を手掛かりに、日本語コミュニケーションの特徴を主に語用論的な観点から明らかにすることを目的とする。まずは、文献講読を通じて語用論についての必要な基礎知識を得たうえで、実際に日本語学習者の日本語使用を観察、日本語学習者の日本語運用上の困難点とその要因について分析、考察し、日本語コミュニケーションの特徴を捉えていく。
地域日本語教育特論 学内非常勤講師 松 田 デレク	2	本講義では、「生活者としての外国人」、外国人児童生徒の日本語教育に着目し、教育の方法や指導上の困難点に気づき、自らの実践や研究を進展させることを目的とする。都道府県別に在留外国人の人口を見た際に群馬県は11位に位置しており、他県に比べると外国人人口が増加している。地域のこのような実態を概観しつつ、大学や日本語学校以外の現場で求められる日本語教育を履修者とともに見出していく。集中授業として実施し、大学での講義と、日本語教育の現場の観察を交えて進める。具体的なスケジュールは本授業の説明会でアナウンス予定。
先端応用情報学特講A (社会起業家特論) 教 授 杉 山 学 他	1	ソーシャル・アントレプレナー（社会起業家）の意義や世界各国における発展の歴史や現状を学ぶとともに、それと密接に関わるNPOの設立方法やマネジメントについて学生は理解を深める。（本講義は、野村證券株式会社高崎支店で行います。）
先端応用情報学特講B (社会起業家特論) 教 授 杉 山 学 他	1	事業理念や事業アイデアをビジネスプランに結実させるプロセスに習熟するとともに、実際に自らのビジネスプランを策定してプレゼンテーションを学生は行う。したがって、アクティブ・ラーニング形式で講義を行う。

科目名・担当	単位数	講 義 内 容
先端応用情報学特講C (環境保全と防災) 教 授 石 川 真 一	1	群馬県内の主要な水害対策地(ハッ場ダム、渡良瀬遊水池、草木ダムなど)の現地で実施されている具体的な対策(工事、水位調節など)、およびそれらによって引き起こされている環境問題の現状を、配付資料を用いた事前学修、現地視察・野外授業によって理解する。そのうえで、環境保全と防災の両立方法について、グループディスカッションによって立案を試行する。 開催地および開催日程は受講生と相談の上決定する。
先端応用情報学特講D (国連SDGsにおける地域環境保全) 教 授 石 川 真 一	1	群馬県内の自然保護地域(高崎市榛名公園沼ノ原、沼田市玉原高原、藤岡市チノー・ビオトープフォレストなど)の現地で国連SDGsに基づいて実施されている地域保全対策を、配付資料を用いた事前学修、現地視察・野外授業によって理解する。そのうえで、今後SDGsの達成のために必須とされている「グローバル・パートナーシップ」の構築方法について、グループディスカッションによって立案を試行する。 開催地および開催日程は受講生と相談の上決定する。
先端応用情報学特講E (院生のための「まちづくりとグローバル・コミュニケーション」) 教 授 結 城 恵	1	「持続可能な開発目標(SDGs)」と「With & Postコロナ」の観点から持続可能な地域活性化のあり方を、特に、自治体の役割と機能に焦点を当てながら考える。開講は5月～7月の土曜集中開講とし、産学官関係者等との対話を通して理論的かつ実践的に考察する。 (本講義は、「グローバル・リーダーシップ・プログラム」(文部科学省認定:GHKG)の一環として実施する。希望者は、4月上旬に実施する事前説明会に参加・登録が必要)。
先端応用情報学特講F (院生のための「グローバル地域創生と企業」) 教 授 結 城 恵	1	「持続可能な開発目標(SDGs)」と「With & Postコロナ」の観点から持続可能な地域活性化のあり方を、特に、企業の役割と機能に焦点を当てながら考える。開講は5月～7月の土曜集中開講とし、産学官関係者等との対話を通して理論的かつ実践的に考察する。 (本講義は、「グローバル・リーダーシップ・プログラム」(文部科学省認定:GHKG)の一環として実施する。希望者は、4月上旬に実施する事前説明会に参加・登録が必要)。
先端応用情報学特講G (院生のための「ビジネス日本語」) 教 授 結 城 恵 准教授 牧 原 功	1	企業で実施するインターンシップで必要となるコミュニケーションに関連する情報を収集し、インターンシップで使用する特殊な用語、コミュニケーションの様式、その背景にある文化を理解できるようになる。その結果、文化の壁・言葉の壁を低くして、インターンシップを円滑に進めることができるようにする。 (本講義は、「グローバル・リーダーシップ・プログラム」(文部科学省認定:GHKG)の一環として実施する。希望者は、4月上旬に実施する事前説明会に参加・登録が必要)。
先端応用情報学特講H (院生のための「グローバル・インターンシップ・プログラムⅠ」) 教 授 結 城 恵 教 授 杉 山 学	1	産業の地域における持続可能性を高めてグローバル展開している、グローバル企業や地域が提供する2週間のインターンシップに参加する。インターンシップをとおして、群馬で暮らしながら世界規模の仕事を展開するということの方策とその意味を考察し、群馬のグローバル地域創生に貢献する人財として、自身のキャリア形成を具体的に考える。履修対象者は、先端応用情報学特講の①EまたはF、②GまたはMの、①と②を既習の者が対象となる。(本講義は、「グローバル・リーダーシップ・プログラム」(文部科学省認定:GHKG)の一環として実施する。希望者は、4月上旬に実施する事前説明会に参加・登録が必要)。
先端応用情報学特講I (企業がおこなう環境保全活動) 教 授 石 川 真 一	1	企業がおこなう環境保全活動は、COP10、SDGsなどの国際的動向をふまえて「生物多様性の保全」をあらたな柱として、企業活動のサプライチェーン・バリューチェーンにおける生物多様性保全への配慮が普通化しつつある。本講では群馬県内で企業がその敷地内で実施している「生物多様性の保全」活動の現地(藤岡市;チノー・ビオトープフォレスト、明和町;アドバンテスト・ビオトープなど)において、配付資料を用いた事前学修、現地視察・野外授業によって「生物多様性の保全」の現状を理解する。そのうえで、今後「生物多様性の保全」のために必須とされている「生物多様性民間参画パートナーシップ」および「生物多様性民間参画グローバルプラットフォーム」について、グループディスカッションによって参画方法を立案する。
先端応用情報学特講J (地域環境に対するダムの影響と緩和対策) 教 授 石 川 真 一	1	群馬県は「ダム県」であり、南関東を水害から護り同時に利水を行うため、多くの巨大ダムが建設された。その最後に完成したハッ場ダムは、1999年に施行された改正河川法以前に建設計画が決定されたが、「時のアセス」の方針により、環境アセスメントを実施し、管理の目的に「環境保全」が盛り込まれている。本講ではハッ場ダムの現地で実施されている具体的な対策(工事、水位調節など)、およびそれらによって引き起こされている環境問題の現状を、配付資料を用いた事前学修、現地視察・野外授業によって理解する。そのうえで、環境保全と防災の両立方法について、グループディスカッションによって立案を試行する。
先端応用情報学特講L (院生のための「グローバル・インターンシップ・プログラムⅡ」) 教 授 結 城 恵 教 授 杉 山 学	1	産業の地域における持続可能性を高めてグローバル展開している、グローバル企業や地域が提供する2週間のインターンシップに参加する。インターンシップをとおして、SDGs、ESG投資、With&After新型コロナ対策など、群馬の産業の持続可能性を高める人財として、自身のキャリア形成を具体的に考える。履修対象者はM2で、先端応用情報学特講の①EまたはF、②GまたはM、③Hの①～③を既習の者が対象となる。(本講義は、「グローバル・リーダーシップ・プログラム」(文部科学省認定:GHKG)の一環として実施する。希望者は、4月上旬に実施する事前説明会に参加・登録が必要)。

科目名・担当	単位数	講 義 内 容
先端応用情報学特講M (就職日本語－就職活動のためのコミュニケーションを考える) 教 授 結 城 恵	1	(日留合同講義) 日本で展開する「就職活動」を文化的・社会的な事象と捉え、その過程で用いられる、就職活動に特有の日本語(「就職日本語」)を社会言語的な視点から分析することで、就職活動の構造と機能を考察する。外国人留学生は、先端応用情報学特講Gを既習の者が対象となる。 (本講義は、「グローバル・リーダーシップ・プログラム」(文部科学省認定:GHKG)の一環として実施する。希望者は、4月上旬に実施する事前説明会に参加・登録が必要)。
数理モデリング特論 非常勤講師 松 井 猛	2	現実社会における複雑なシステムを理解・分析するためには、数理的な問題として定式化するモデリングの構築が重要になる。そこで、本講義では、実用的な問題解決の手法であるゲーム理論および数理計画法の基礎と応用について学ぶ。ゲーム理論では、特に非協力的ゲーム理論に焦点を当て、複数の人間が存在し、各人がそれぞれの目的を持って意思決定を行うとき、その結果は自らの決定だけでなく他の人々がどのような意思決定を行ったかに依存して決まる、という相互的意思決定の分析手法について学ぶことを目的とする。また、数理計画法では、線形計画問題とその解法、多目的計画問題とその解概念について学ぶ。さらに、数理計画法がどのように現実社会の問題に応用されるのかを学び、問題を数理モデルとして表現する方法を習得することを目的とする。
社会シミュレーション特論 准教授 吉 良 知 文	2	動的かつ不確定な要因が複雑にからみあう複合的な社会現象や社会問題を解明したり解決したりするのに有効なモデル化の考え方とシミュレーションによる解き方を学ぶことを目的とする。複雑かつ大規模な社会現象を解明するための考え方と方法を身につけることができる。経営・行政・地域の管理システムにおける課題には、動的かつ不確定な要因が複雑に複合して関連し合う問題が多い。このような問題に対しては、現象を構成要素に分割しそれら相互の関連を明確にすることでモデル化を行い、シミュレーションにより代替案相互の評価分析を進めるアプローチが有効である。待ち行列モデルなど具体例を通じて、このようなモデル化の考え方の基本である時間経過・確率的要素のモデル化方法などを学ぶとともに、シミュレータを利用した計算機によるシミュレーションの基本的技法を学ぶ。
意思決定科学特論 教 授 岩 井 淳	2	意思決定科学に関する最近の研究成果について学ぶ。また、情報通信技術(ICT)を駆使した意思決定支援について学ぶ。現実の意思決定過程についての深い洞察力を身につけるとともに、ICTを用いたその改善法を検討する講義である。研究成果としては、選好にもとづく意思決定過程としての個人的意思決定と集成的意思決定に関する理論と方法を検討する。数理的・実験的・情報処理的なアプローチによる研究成果を包括的に議論する。なお、相互的意思決定については別科目「数理モデリング特論」で学ぶ。
オペレーションズ・リサーチ特論 教 授 杉 山 学	2	社会の情報化が進むにつれ、ますます多種多様な情報があふれている。適正な意思決定を下すためにも、また、意思決定の根拠を他の人達に理解してもらうためにも、あふれる情報の中から、重要な情報を導き出し、決定を支援するための科学的なアプローチは必要であり、かつ、重要である。本講義では、科学的な問題解決の考え方や道具としてのオペレーションズ・リサーチや経営科学におけるモデルを用いた考え方や方法をより深く習得することを目的とする。そのために、数理モデルによる問題の定式化、モデルの最適化、得られた解決案の実施と改善の過程について詳しく論ずる。
社会統計学特論 准教授 高 木 理	2	社会統計学は広義には、社会科学に限らず、心理学や行動科学など、実世界の状況を把握し問題を解決するための統計学である。本講における主な話題として、因子分析を含むアンケート調査法、データベース上のデータに対する時系列解析、あるいは、データ分析におけるプライバシー保護技術等が議論される。また、理論とともに、Rを用いて実際のデータ解析を行えるようになることを目標とする。
社会実証特論Ⅰ 非常勤講師 早川 翔	2	実証分析を行うための調査設計及びそのための基本的な統計技法を講義・演習する。具体的には、回帰分析及びそれに関連した諸問題(不均一分散、多重共線性、内生性など)への対処法や、ロジット・プロビットモデルなどを用いた質的変数モデルの分析、並びに時系列分析について、演習を交えながら、学習する。
経済情報特論 准教授 坂 本 和 靖	2	経済現象を客観的・数量的に分析するためには、公的統計(官庁統計)、金融統計、企業財務データをはじめとする様々な経済情報を利用することが不可欠である。また、必要なデータが存在しない場合には、統計調査を設計・実施してデータ収集することが必要になる。実際に多くの公的機関、金融機関、シンクタンク等では、データの収集や分析を行っている。 統計情報を適切に利用するためには、データの作成方法と分析方法に関する理解が重要である。講義では、統計調査法の理論、統計調査のデザイン、国民経済計算、人口統計、世帯統計、労働力統計、物価統計など重要な公的統計を活用した経済構造データ分析、世界開発報告などの国際経済情報を経済分析に活用する方法など重要なトピックの中から、いくつかのテーマを選んで講義する。
公共システム特論 教 授 小 竹 裕 人	2	政策研究を題材として、リサーチクエストの立て方から分析手法までを扱う。おおよそ講義の2/3を輪読、残りの1/3をパソコンを使った分析を行う。収集した自治体間の政策比較をするためには比較法などの定性的手法、データを回帰分析する定量的手法、時間が許せばGIS(地理情報システム)を使った空間分析まで行う。分析対象は政策であるが、分析手法は政策研究に限らず汎用がきくものである。分析ツールは、OSに依存しないRやQGISを用いる。

科目名・担当	単位数	講 義 内 容
理論経済学特論 准教授 江 良 亮	2	経済学の理論についてミクロ経済学とマクロ経済学の基礎をまず確認し、その後、高度情報化社会を分析するための諸理論を解説する。具体的には、情報化と経済成長、携帯電話・放送などの無線周波数利用型産業の規制が何故あるか、そしてGAFAなどのプラットフォーム独占がどのような特徴をもつのか、について解説していく。
疫学・医療統計特論 准教授 片 山 佳代子	2	現在、我が国ではゲノム解析、バイオインフォマティクスが進むにつれデータサイエンスの力量を兼ね備えた疫学者や医療関係職の人材がますます重要となっている。そこで情報学の知識を持ち医学系で活躍したい人材のために疫学の体系的理解と技能の習得、そして地域の医療計画に必要な様々な解析モデル・スキルの修得を通じて実社会でどのように応用していくのか等の学習を行う。特にビックデータの1つであるがん登録データの利活用を通じてがん対策、科学的エビデンスに基づくがん情報の効果的な発信の在り方までを扱う。
現代メディア特論 教 授 河 島 基 弘	2	社会学や人類学の知見を援用して、現代文化の様々な問題を考察する。テーマとしては「ソフト・パワー」「文化帝国主義」「ナショナリズム」「グローバリゼーション」などが考えられる。考察の際、メディアの使い方と使われ方、その影響力などが有力な切り口となろう。たとえば、強制や誘導ではなく文化的魅力によって、こちらが望むことを相手に自発的にさせる力である「ソフト・パワー」を取り上げる場合、日本のマンガやアニメ、映画が世界でどのように受容され、それが日本のイメージや経済的利益の向上にどのように役立っているのかを見る。受講者の発表を基にした議論に重きを置きたい。
身体メディア特論 非常勤講師 末 松 美知子	2	人間にとって最古のメディアである身体を、西洋と東洋の身体観、心と身体、言語と身体、リアリティと身体などの視点から考察する。まず心身二元論の基本を確認した上で、身体を様々な駆使、あるいは、拡張して演じられる古今東西の舞台表象を手がかりに、メディアとしての身体を社会的・文化的文脈に位置づけながら議論する。
言語メディア特論 教 授 高 山 利 弘	2	古代の日本にあっては、社会の様々な情報は、口頭での伝承、あるいは真名字（漢字）、片仮名・平仮名など、様々な立場を反映した文字表記を用いた文献として後世に伝えられてきた。 この講義では、おもに文学作品や貴族日記・記録などの古典的文献の解説を通して、その背景にある歴史や伝承などの様々な「情報」を抽出する。文字表記の問題、社会的背景や地域的问题などを視野に入れた文化論的な視点から検討を加え、古代社会の諸相について考察する。
倫理学特論 准教授 高 井 ゆと里	2	本授業では「生殖（reproduction：再生産）」を巡る倫理学的な諸問題を講じる。生殖は、人間の極めて個人的な営みであると同時に、最も政治化されやすい実践でもあり、直接的・間接的な生殖への介入あるいは不介入を子細に検討することは、その社会全体の状況を知ることにも常に資する。今年度の講義では、日本と諸外国の歴史も参照しつつフェミニスト生命倫理学の視点から生殖の諸問題を扱うこととする。
言語コミュニケーション特論 教 授 井 門 亮	2	言語を媒介としたコミュニケーションについて、語用論を中心に言語学の観点から検討し、発話が解釈される過程と、その過程を支配している原理について考える。まず文献の輪読を通して、含意、会話の公理、協調の原理、発話行為、ポライトネスといった語用論の基礎概念を確認した上で、人間の発話解釈能力の解明を目指したモデルである関連性理論について学ぶ。そして具体的な言語表現の語用論的な分析を通して、ことばの意味、発話によって伝達された明示的・非明示的意味の解釈、ことばの意味と伝達内容のギャップ、人間のコミュニケーション能力などについて考察する。
公法特論 准教授 藤 井 正 希	2	公法とは、主として国家と国民との関係を規律した法のことであり、最も狭い意味では憲法と行政法とを指す。本講義では、国家の根本法であり最高法規でもある憲法の理解を第一の目標とする。その際には、学部レベルの憲法の基礎知識を再確認するとともに、社会情報学研究科の講義であることから、特に“マスメディアと憲法”について深く考察していく。教科書としては『マスメディア規制の憲法理論―「市民のためのマスメディア」の実現』（敬文堂）を使用する。また、生きた法とも言える判例（とりわけ最高裁判例）も十分に活用していきたい。大学院の講義は単なる知識の伝達であってはならず、新しいものを生み出す創造力の涵養の場でなければならない。一生の財産とできる創造力の習得が本講義の最終目標である。
私法特論 非常勤講師 前 田 泰	2	私法に関する基礎知識を踏まえて、不法行為や身分行為を含めた私法上の諸行為の成否及び効力を決定する様々な主観的要件を横断的に整理し、意思能力及び行為能力の観点からこれらを検討することにより、市民法体系における権利主体及び行為主体の意義を考える。受講生が調査・研究の成果を発表する形式である。
行政法特論 教 授 西 村 淑 子	2	行政法に関する基礎的知識を確認するとともに、行政法総論と行政救済法の分野について理解を深める。行政法の総論では、法律による行政の原理、行政裁量、行政行為、行政立法、行政手続、情報公開・個人情報保護について、行政救済法では、行政事件訴訟、国家賠償、行政不服審査についてとりあげる。本授業では、行政法に関する個別のテーマについて、受講生が、調査・研究し、発表した内容を踏まえて、議論する。

科目名・担当	単位数	講 義 内 容
行政学特論 准教授 北 村 純	2	行政学の研究史を踏まえつつ、この分野におけるいくつかの有力な研究文献を集中的にとりあげる。講義は研究文献が(a)行政学の理論・モデル・方法をどのように扱っているか、(b)事実・データ（実証）と理論の関係をどのように捉えているかについて精査することを目的とし、更に(c)研究により得られた知見は（政府の）実務にどのように適用され得るかについて検討したい。講義でとりあげる研究文献は電子シラバスにおいて指示する。
経営管理特論 准教授 大 野 富 彦	2	本講義は、企業が価値を創造し成長するとはどういうことかといった、経営の根幹といえるテーマについて、2つの部分に分けて検討していく。前半は、テキストを用いて経営理論を修得し価値創造の在り方を理解する。後半は、観光地経営の価値創造に焦点をあて、それをサービスの観点からアプローチする。サービスには、無形性、生産と消費の同時性等の特徴があり、それらを踏まえた戦略構築やマネジメントが必要となる。講義全体を通じて、ケース・スタディやディスカッションを取り入れて理解を深めていく。
会計情報特論 准教授 金 宰 弘	2	本講義の対象である「会計情報」は、企業の状態や業績などを数字で見える化したものである。会計情報は投資家などの特定の人々のみ役立つのではない。すべての人々は大なり小なり、企業の経済活動と関係を持っているから、会計情報は誰にとっても役立ちを有している。そこで、本講義は、会計情報の利用者アプローチを取り入れて、財務会計と管理会計の2分野を中心に、会計学の基礎的な理論と会計情報の効用などについて考察することを目的とする。講義では、多様な事例を用いて、会計情報の内容（財務諸表の内容）、会計手法の仕組みなどを理解し、会計情報および会計手法の活用における諸問題を理論的に検討していく。
特別研究Ⅰ（全担当教員）	4	特別研究のテーマを選び、現実問題との接点を明確にしながらケース・スタディを展開する。その際、社会情報学によるアプローチが有効かつ実践的であることを明らかにするとともに、方法論の確立、フィールドワーク、各種調査の設計等を中心に論文作成の指導を行う。
特別研究Ⅱ（全担当教員）	4	特別研究Ⅰを踏まえた学生の個々の研究テーマについて実践的な研究を行い、論文作成の指導を行う。

3 修士論文の提出等要領

(1) 審査用修士論文作成・提出要領

- ① 2年次生は、当該年度4月末日までに論文の題目及び研究概要を、別に定める方法により電子登録する。（次年度秋季修了予定者については10月末日までに行う。）
- ② 修士論文の作成は、別途研究科教授会が定める作成・提出要領に従い作成し、1月第3木曜日までに指導教員の確認を得て教務係（大学院担当）へ提出する。（秋季修了予定者については7月第3木曜日までに行う。）
- ③ 提出部数は3部とする。

(2) 修士論文の最終提出要領

修士論文のPDFファイルは学位記授与式の2週間前までに別に定める方法により電子登録する。

4 修士論文発表会実施要領

(1) 中間発表

- ① 趣 旨
中間段階において、指導教員以外の広い視野から、研究テーマに関する様々な示唆を得ることによって、より良い論文作成の糧とするために行う。
- ② 対象者
当該年度に修士論文提出予定のある者全員が必ず行うこと。
- ③ 日 程
第1回と第2回の計2回、それぞれ指定する日に実施する。
- ④ 公開方法
日時、場所、発表者、題目などを事前に掲示する。

(2) 最終発表（最終試験）

- ① 趣 旨
次年度以降に修士論文を作成する学生を含め、多くの教員、学生に対して情報を共有するとともに、併せて最終試験を行うものとする。
- ② 対象者
論文審査に合格した者とする。
- ③ 日 程
2月を原則とする。ただし、秋季修了予定者については、8月に実施する。
- ④ 公開方法
発表標準時間は1名当たり35分（発表時間20分、質疑応答15分）とし、発表要旨（レジュメ）資料は、各自が用意する。なお、日時、場所、発表者、題目などを事前に掲示する。

5 諸手続等

(1) 事務組織

事務組織は、本研究科と情報学部の事務を所管し、次のとおりとなっています。

事務長―副事務長― 総 務 係（授業料に関すること）

└ 教 務 係（授業、学業成績、留学、証明書発行事務を担当）

(2) 諸手続等

① 証明書関係

成績証明書（和文）＊ 在学証明書（和文）＊ 修了見込証明書（和文）＊ 健康診断書 学生旅客運賃割引証（学割証）	学生センター設置の自動発行機により発行する。 （＊自動発行機では英文証明書を取り扱っていません。）
各種英文証明書（＊） 単位修得証明書	交付を希望する3日前（英文証明書は5日前）までに、 所定の証明書発行願により、教務係へ申し込む。

② 追試験・・・ 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなくなった場合には追試験を願い出ることができる。具体的手続きは教務係（大学院担当）へ照会すること。

③ 学生指導関係・・・ 休学、退学、転学、復学については、主指導教員へ相談の上、手続すること。

④ 授業料免除、奨学金関係・・・ 学務部学生支援課（1号館1階）へ照会すること。

⑤ 就職関係・・・ 学務部学生支援課キャリアサポート室（学生食堂南の建物）へ相談すること。

6 休講措置

台風により「暴風警報」又は「大雨警報」、大雪により「暴風雪警報」又は「大雪警報」が、前橋市に発表された場合の授業等は、**原則として**次のとおりとなります。

(1) 午前6時の時点で警報が発表されている場合には、午前の授業を休講とする。

(2) 午前10時の時点で警報が発表されている場合には、午後の授業を休講とする。

(3) 午後3時の時点で警報が発表されている場合には、夜間の授業を休講とする。

(4) 授業開始後に警報が発表された場合には、次の時限以降の授業を休講とする。

休講措置等の連絡は、教務システム、本研究科ホームページ、緊急連絡メール及び学内掲示板により行いますので注意してください。メールアドレスに変更があった場合には、速やかに届け出ること。

7 群馬大学大学院学則（抜粋）

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この学則は、群馬大学学則（平成16年4月1日制定）第5条第2項の規定により、群馬大学大学院（以下「本大学院」という。）について、必要な事項を定める。

（目 的）

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 各研究科又は専攻ごとの人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

（自己評価等）

第3条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組 織

（研究科及び学府）

第4条 本大学院に、次の研究科及び学府を置く。

教 育 学 研 究 科

社会情報学研究科

医 学 系 研 究 科

保 健 学 研 究 科

理 工 学 府

2 （略）

3 （略）

4 教育学研究科及び社会情報学研究科の科長は、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。

5 （略）

（課 程）

第5条 教育学研究科、社会情報学研究科及び医学系研究科に修士課程を、医学系研究科、保健学研究科及び理工学府に博士課程を、教育学研究科に専門職学位課程を置く。

2 （略）

3 修士課程及び博士前期課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

4 （略）

5 （略）

（専攻及び収容定員等）

第6条 本大学院各研究科及び学府の専攻及び収容定員等は、次のとおりとする。

研究科及び学府	課程	専攻	入学定員 人	収容定員 人
教 育 学 研 究 科	（略）	（略）	（略）	（略）
社会情報学研究科	修士課程	社会情報学	14	28
医 学 系 研 究 科	（略）	（略）	（略）	（略）
保 健 学 研 究 科	（略）	（略）	（略）	（略）
理 工 学 府	（略）	（略）	（略）	（略）

（修 業 年 限）

第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 （略）

3 （略）

4 （略）

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第9条 学期を分けて、次の2学期とする。

前 学 期 4月1日から9月30日まで

後 学 期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、前学期及び後学期の期間を変更することがある。

(休 業 日)

第10条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

(7) 学年末休業

2 前項第4号から第7号までの休業日の期間は、各研究科長及び学府長の申出に基づき学長が定める。

3 学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することがある。

第4章 教育課程等

(教 育 課 程)

第10条の2 本大学院は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮する。

3 本大学院における授業科目は、次の各号のとおりとする。

(1) 各研究科等において開設する授業科目

(2) 全研究科等を対象とした大学院共通の授業科目（以下「大学院共通科目」という。）

(教 育 方 法)

第11条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 (略)

(授 業 科 目)

第12条 各研究科等における授業科目、単位数は、各研究科等が別に定める。

2 大学院共通科目は、群馬大学大学院共通科目に関する内規の定めるところによる。

3 各研究科等が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法を併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、1年間の授業時間を考慮して当該研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第12条の2 各研究科等は、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科等は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修方法)

第13条 各研究科等における履修方法は、別に定める。

2 履修科目の選択に当たっては、あらかじめ研究指導担当の教員（以下「指導教員」という。）の指導を受けなければならない。指導教員は教授をもって充てるが、各研究科等において教育研究上必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

第13条の2 各研究科等において、教育上有益と認めるときは、学生に、群馬大学学則（平成16年4月1日制定。以下「本学学則」という。）第35条に規定する開設授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、課程修了の要件となる単位としない。

第14条 各研究科等において、教育上有益と認めるときは、学生に他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）の授業科目を履修させることができる。

2 各研究科等において、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定により学生が修得した単位は、合わせて15単位を限度として、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

4 (略)

第15条 各研究科等において、教育研究上有益と認めるときは、学生に他の大学院又は研究所等において研究指導の一部を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生の当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(副指導教員)

第15条の2 各研究科等において、教育研究上有益と認めるときは、当該研究科等の教員及び他の研究科等の教員を副指導教員として、学生に、研究指導の一部を受けさせることができる。

2 前項の規定による副指導教員は教授をもって充てるが、各研究科等において教育研究上必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第16条 各研究科等においては、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位は、15単位を超えないものとする。

3 前2項の規定により修得したものとみなす単位数及び第14条の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

4 (略)

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条の2 各研究科等は、当該研究科等の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第7条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の計画的な履修の期間は、第42条に定める在学年限を越えることはできない。

(教育方法の特例)

第17条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修の認定)

第18条 授業科目の履修単位は、試験（口頭又は筆答）又は研究報告により認定するものとする。

2 病気その他やむを得ない事情のため正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

3 各授業科目の試験又は研究報告の成績は、評語によりA、B、C、Dの4種とし、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。ただし、不合格の科目については再試験を受けることができる。

4 各科目履修の認定は、学期の終わりに行うものとする。

(学位論文の審査)

第19条 修士課程及び博士前期課程の学位論文の審査は、当該教授会で選定する3人以上の教授が行うものとする。

ただし、当該教授会が必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

2 (略)

3 (略)

4 前3項の学位論文の審査に当たっては、当該教授会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(最終試験)

第20条 最終試験は、所定の単位を修得した者で、学位論文の審査に合格した者につき、当該教授会が口頭又は筆答により行うものとする。

第5章 課程修了及び学位授与

(修士課程修了の認定)

第21条 修士課程及び博士前期課程修了の認定は、2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験の合格によって行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者と各研究科等において認めた場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程修了の認定)

第22条 (略)

(専門職学位課程修了の認定)

第22条の2 (略)

(在学期間の短縮)

第22条の3 各研究科等において、修士課程、専門職学位課程、博士前期課程及び医学系研究科博士課程に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を各研究科等において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により各研究科等の修士課程、専門職学位課程、博士前期課程及び医学系研究科博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で各研究科等が認めた期間、在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程及び専門職学位課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位授与)

第23条 前3条により課程修了の認定を得た者には、次の区分に従い学位を授与する。

教育学研究科 教職修士(専門職)

社会情報学研究科 修士(社会情報学)

医学系研究科 修士(生命医科学)、博士(医学)

保健学研究科 修士(保健学)、修士(看護学)

博士(保健学)、博士(看護学)

理工学府 修士(理工学)、博士(理工学)

2 (略)

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第24条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する学校の種類ごとの教諭一種免許状を有する者で、当該免許状に係る専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要単位を修得しなければならない。

2 (略)

第6章 入学、休学、退学、進学等

(入学の時期)

第25条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることがある。

(入 学 資 格)

第26条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第2項の規定により本大学院以外の大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めるものを含む。）

2 (略)

(進学又は編入学資格)

第27条 (略)

(入学志願手続)

第28条 入学志願者は、所定の期日までに入学願書に関係書類を添付し、学長に提出するものとする。

(合格者の決定)

第29条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行い、合格者を決定する。

(入 学 手 続)

第30条 合格者は、定められた期日以内に所定の手続きを経て、入学料を納入するものとする。この手続きを怠る者は入学を許可しないことがある。

(休 学)

第31条 疾病その他特別の理由により引き続き2月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、当該年度を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、学長の許可を得て引き続き休学することができる。
- 4 休学期間は、通算して、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程においては2年、博士後期課程においては3年、医学系研究科博士課程においては4年を超えることができない。
- 5 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復 学)

第32条 休学期間の満了により復学するときは、学長に復学の届出をしなければならない。

- 2 休学期間の満了前においてその理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

(在 学 延 長)

第33条 各研究科等において、第7条に規定する標準修業年限以上在学し、課程を修了しないときは在学延長を願い出ることができる。

(退 学)

第34条 病気、その他の理由により退学しようとする者は、退学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

第35条 学長は、学生が病気その他の理由で成業の見込みがないと認めたときは退学させることがある。

(留 学)

第36条 外国の大学院又は研究所等に留学を志望する者は、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第7条の修業年限に算入することができる。

(博士課程への進学)

第37条 本大学院博士前期課程を修了し、引き続き、当該博士後期課程に進学を志望する者については、別に定めるところにより選考の上、進学を許可する。

(再 入 学)

第38条 第34条の規定により、本大学院を退学した者が再入学を願い出たときは、許可することがある。

(転 専 攻)

第39条 同一研究科内において転専攻を志望する者があるときは、学期の始めに限り、許可することがある。

(転 学)

第40条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、転学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

2 他の大学院から、本大学院に転学を志願する者があるときは、学期の始めに限り、許可することがある。

(再入学、転専攻及び転学の場合の取扱い)

第41条 前3条の規定により入学等を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の取扱いについては、研究科長及び学府長が定める。

(在 学 年 限)

第42条 本大学院における最長在学年限は、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程においては4年、医学系研究科博士課程においては8年、博士後期課程においては6年とする。

第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第43条 検定料、入学料及び授業料の額及び徴収方法は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定。以下「費用規程」という。）の定めるところによる。

(停学中の者の授業料)

第44条 停学中の者は、停学期間中の授業料を納めなければならない。

(入学料及び授業料の免除及び徴収猶予)

第45条 入学料及び授業料については、別に定めるところにより免除及び徴収猶予することがある。

(検定料等の返還)

第46条 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事情があっても返還しない。

2 費用規程第3条第4項の規定に基づいて入学を許可するときに授業料を納入した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、前項の規定にかかわらず、納入した者の申出により当該授業料相当額を返還するものとする。

3 費用規程第3条第3項及び第4項の規定に基づいて前期分授業料を納入の際、後期分授業料を併せて納入した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、第1項の規定にかかわらず、後期分の授業料に相当する額を返還するものとする。

第8章 教 員 組 織

(教 員 組 織)

第47条 各研究科等における授業及び研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第9章 教授会

(教授会)

第48条 各研究科等に、教授会を置く。

2 前項の教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生

(特別研究学生)

第49条 他の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により研究指導を受けることを認められた学生を、特別研究学生と称する。

(特別聴講学生)

第50条 他の大学院の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、各研究科等において当該他の大学院との協議に基づき、その履修を認めることができる。

2 前項の規定により各研究科等の授業科目の履修を認められた学生を、特別聴講学生と称する。

(科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生)

第51条 科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生については、本学学則の規定を準用する。

(特別聴講学生等の検定料及び入学料)

第52条 特別聴講学生及び特別研究学生（以下「特別聴講学生等」という。）の検定料及び入学料は、徴収しないものとする。

(特別聴講学生等の授業料)

第53条 特別聴講学生等の授業料は、公立又は私立の大学院の学生であるときは、特別聴講学生にあつては聴講生と同様とし、特別研究学生にあつては研究生と同様とし、国立大学の大学院の学生であるときは、徴収しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生等の授業料について相互に不徴収とする大学間相互単位互換協定を本学と締結している公立又は私立の大学院の学生であるときは、徴収しないものとする。

3 第1項に定める授業料の徴収方法は、本学学則第69条第2項及び第3項の規定を準用する。

第54条 第46条の規定は、特別聴講学生等に準用する。この場合において、同条第2項中「費用規程第3条第4項の規程に基づいて」とあるのは「本学学則第69条第3項の規程に準じて」と読み替えるものとする。

第11章 特別の課程

第55条 本大学院は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したものに対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 雑 則

第56条 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関して必要な事項は、本学学則を準用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 (略)
- 3 (略)

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年6月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)

附 則

この学則は、令和2年12月25日から施行し、令和2年6月30日から適用する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

8 群馬大学学位規則（抜粋）

平成16. 4. 1 制定
改正 平成19. 4. 1 平成20. 4. 1
平成23. 11. 1 平成24. 4. 1
平成25. 4. 1 平成25. 4. 24
平成25. 9. 26 平成26. 4. 1
平成31. 4. 1 令和 2. 4. 1
令和 3. 4. 1

第1章 目 的

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条の規定に基づき、群馬大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 学 位

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 （略）

3 修士の学位は、次のとおりとする。

修 士（社会情報学）

修 士（生命医科学）

修 士（保健学）

修 士（看護学）

修 士（理工学）

4 （略）

5 （略）

第3章 学位の授与の要件

第3条 （略）

2 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

3 （略）

4 （略）

5 （略）

第4章 課程の修了による学位の授与

第4条 前条第2項、第3項及び第5項の規定により、課程修了の認定を得た者については、本学大学院学則の定めるところにより学位を授与する。

第5章 論文提出による学位の授与

第5条 （略）

第6章 課程の修了及び論文の審査の決議

第6条 各教授会は、第3条第2項及び第3項の規定によるものについては、本学大学院学則の定めるところにより課程の修了の可否、第3条第4項の規定によるものについてはその論文の審査の可否について議決する。

- 2 前項の議決は、出席した構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 3 前項の教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 海外旅行中及び休職中の委員又は構成員は、前項の数には算入しない。

第7章 学長への報告

第7条 各教授会が第6条の議決をしたときは、当該研究科長及び学府長は、速やかに文書により、学長に報告しなければならない。

第8章 学位記の交付

第8条 学長は、本学学則第51条の規定により卒業を認定した者並びに前条の報告に基づいて、第3条第2項、第3項及び第5項の規定によるものについては、課程修了の可否、第3条第4項の規定によるものについては、その論文の可否及び学力確認の可否について決定し、授与の要件を満たす者には学位記を授与するものとする。

第9章 論文要旨の公表

第9条 (略)

第10章 学位論文の公表

第10条 (略)

第11章 学位の名称

第11条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

- 2 学位記の様式は、別表第1－1から第5までのとおりとする。

第12章 学位授与の取消

第12条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は当該教授会の議を経て、学位の授与を取り消すことができる。

- 2 前項の議決については、第6条の議決の場合と同様に行うものとする。

第13章 学位授与の報告

第13条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 （略）
- 3 （略）

附 則

この規則は、平成25年4月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年9月26日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 （略）

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 （略）

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 （略）

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 （略）

別表第 1－1（略）

別表第 2－1

第 3 条第 2 項の規定により授与する学位記の様式（研究科又は学府の学位論文審査）

Gunma University		____修第____号	
The Graduate School of ____ has awarded upon	群馬大学 印	学 位 記	
____(Name)____		____(氏名)____	
Date of Birth: _____		____年__月__日生	
The degree of	本学大学院____（研究科又は学府）____専攻の		
Master of _____	____課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最		
Together with all the rights, privileges and honors	終試験に合格したことを認める		
thereto appertaining,			
Conferred in the city of Maebashi, Gunma, Japan	群馬大学大学院____研究科長 ____（氏名）印		
On the ____（日） Day of ____（月）, ____（年）	（____学府長）		
____(Name)____	本学の修了を認め修士（____）の学位を授与する		
Dean, Graduate School of	____年____月____日		
____(Name)____			
President, Gunma University	群 馬 大 学 長 ____（氏____名）____印		

（規格 A 3）

別表第 2－2（略）

別表第 3－1（略）

別表第 3－2（略）

別表第 4（略）

別表第 5（略）

9 群馬大学大学院社会情報学研究科規程

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院社会情報学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項は、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び群馬大学学位規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 研究科は、人文・社会科学と情報科学に関する学識を兼ね備え、現代社会の多面的な諸問題に対する洞察力をもってその解決に関与できる高度専門職業人及び実践的研究者としての基礎学力の涵養を目指し、社会人再教育と留学生受入れを含めて地域社会や国際社会に貢献することを目的とする。

(授業科目及び履修方法等)

第3条 研究科における専攻、授業科目、単位及び履修方法は、別表のとおりとする。

(指導教員)

第4条 研究科長は、学生の研究指導を行うため、学生ごとに指導教員を定める。

(履修科目の届出)

第5条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を、指導教員の承認を得て所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

(教育方法の特例)

第6条 研究科における授業及び研究指導は、研究科長が教育上特別の必要があると認める場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(修了要件)

第7条 研究科の修了要件は、研究科に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者と研究科長が認めたときは、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、専攻の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

(修士論文の提出等)

第8条 研究科の第2学年に在学し、所定の単位を修得した者又は当該年次の学年末までにこれを修得見込みの者は、第2学年の所定の期日までに、修士論文を研究科長に提出するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定により在学期間の短縮を認められた者にあつては、前項の規定にかかわらず、第1学年の所定の期日までに、修士論文を研究科長に提出することができる。

3 前条第2項の規定により審査を受けようとする場合は、所定の期日までに研究の成果を発表するものとする。

(学位の授与)

第9条 研究科を修了した者には、群馬大学学位規則の定めるところにより、修士（社会情報学）の学位を授与する。

(特別研究学生)

第10条 大学院学則第49条に定める特別研究学生に関しては、別に定める。

(特別聴講学生)

第11条 大学院学則第50条に定める特別聴講学生に関しては、別に定める。

(科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生)

第12条 大学院学則第51条に定める科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生に関しては、別に定める。

(雑 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究科に関して必要な事項は、研究科長が別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の規程は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

専攻	区分	授 業 科 目 名	単 位		履 修 方 法
			講義	演習	
社 会 情 報 学 専 攻	選 択 必 修 科 目	比較社会情報学特論	2		- 比較社会情報学特論（2単位）または理論社会学特論（2単位）、および論文作成セミナー（2単位）を含むこと。 4単位を越えた場合は選択科目として修了要件の単位と認める。 2つのコースの科目および共通基盤科目から選択すること。 選択したコースの科目6単位を含むこと。 先端応用情報学領域の科目は8単位まで選択科目として修了要件の単位と認める。 - 主指導教員が開設する特別研究のみ修了要件の単位と認める。 - 他研究科等開講の群馬大学大学院共通科目は選択科目として4単位まで修了要件の単位と認める。 合計 30単位以上修得
		理論社会学特論	2		
		論文作成セミナー	2		
	文化・コミュニケーション領域	現代メディア特論	2		
		身体メディア特論	2		
		言語メディア特論	2		
		倫理学特論	2		
		言語コミュニケーション特論	2		
		コミュニケーション特論	2		
		公法特論	2		
		私法特論	2		
		行政法特論	2		
		行政学特論	2		
		地域社会学特論	2		
		環境科学特論	2		
		地域自然環境特論	2		
		グローバル地域創生特論	2		
		国際関係特論	2		
	メディア社会構想コース科目	言語分析特論	2		
		情報言語研究特論	2		
		日本語コミュニケーション研究特論	2		
		地域日本語研究特論	2		
		社会統計学特論	2		
		社会実証特論Ⅰ	2		
	社会情報システムデザインコース科目	公共システム特論	2		
		疫学・医療統計特論	2		
		調査技法特論Ⅰ	1		
		調査技法特論Ⅱ	1		
		数理モデリング特論	2		
		社会シミュレーション特論	2		
	社会モデリング領域	意思決定科学特論	2		
		オペレーションズ・リサーチ特論	2		
		経済情報特論	2		
		理論経済学特論	2		
		経営管理特論	2		
		会計情報特論	2		
	経済・経営領域	企業・産業分析スキル特論	2		
		情報処理特論	2		
		情報ネットワーク特論	2		
		情報セキュリティ特論	2		
	共通基盤科目	先端応用情報学特講	1		
	特別研究	特別研究Ⅰ		4	
		特別研究Ⅱ		4	

10 群馬大学大学院社会情報学研究科の短期修了に関する内規

平成26. 4. 1

制 定

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院社会情報学研究科規程（以下「研究科規程という。」）第7条ただし書の規定に基づき、群馬大学大学院社会情報学研究科（以下「本研究科」という。）の短期修了（在学期間を除く研究科規程第7条本文の修了要件を満たし、かつ、優れた研究業績を上げた者と研究科教授会が認め、1年以上の在学期間で研究科を修了することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定める。

(要 件)

第2条 優れた研究業績を上げた者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱを含む所定の単位をすべて修得し、かつ、優秀な成績を修めていること。
- (2) 修士論文の内容が優れていると認められ、合格と判定されていること。
- (3) 修士論文最終発表会（2回の修士論文中間発表会を含む。）において、合格と判定されていること。
- (4) 国際会議又は論文誌に、査読付きの論文を1編以上発表している又はこれに相当する研究業績を上げていること。

(短期修了候補者)

第3条 短期修了を希望する者は、次の各号のいずれかの要件を満たした場合は、指導教員及び副指導教員の下承を得た上で、短期修了の計画を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 入学前3年以内に査読付きの論文の公表又は口頭発表等で表彰されているその他の優れた研究業績を上げていること。
- (2) 学士課程の成績が、極めて優秀（別に定める基準を満たしていること。）で、かつ、卒業論文が優れていると指導教員及び副指導教員が認めていること。

2 前項の短期修了の計画を提出した者は、短期修了候補者として、通常のスケジュールに則して修士論文の作成を行う。

(短期修了の判定)

第4条 短期修了候補者が優れた研究業績を上げた者と研究科長が認めた場合は、研究科教授会で審議し短期修了の可否を判定する。

2 研究科長は、前項で短期修了を可と判定をされた者を学長に申請する。

(修了の時期)

第5条 短期修了の時期は、3月又は9月とする。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

(雑 則)

第7条 この内規に定めるもののほか、短期修了に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

11 群馬大学大学院共通科目に関する内規

	平成30. 4. 1	制定
改定	平成30.10. 1	平成31. 4. 1
	令和元.10. 1	令和 2. 4. 1
	令和 2.10. 1	令和 3. 4. 1
	令和 3.10. 1	令和 4. 4. 1
	令和 5. 4. 1	

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院学則第12条第2項の規定に基づき、大学院共通科目に関し必要な事項を定める。

(授業科目及び単位数)

第2条 大学院共通科目の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修手続)

第3条 学生は、大学院共通科目を履修しようとする場合は、所属する研究科又は学府（以下「研究科等」という。）の定めるところにより、履修手続を行わなければならない。

(単位の取扱い)

第4条 学生が修得した大学院共通科目の単位は、所属する研究科等の定めるところにより、当該研究科等の課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第6条 この内規に定めるもののほか、大学院共通科目に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

授 業 科 目	単位数	備 考
比較社会情報学特論	2	社会情報学研究科（修士課程）
情報ネットワーク特論	2	
意思決定科学特論	2	
グローバル地域創生特論	2	
先端応用情報学特講C (環境保全と防災)	1	
先端応用情報学特講D (国連SDGsにおける地域環境保全)	1	
先端応用情報学特講E (院生のための「まちづくりとグローバル・コミュニケーション」)	1	
先端応用情報学特講F (院生のための「グローバル地域創生と企業」)	1	
先端応用情報学特講G (院生のための「ビジネス日本語」)	1	
先端応用情報学特講H (院生のための「グローバル・インターンシップ・プログラムⅠ」)	1	
先端応用情報学特講I (企業がおこなう環境保全活動)	1	
先端応用情報学特講J (地域環境に対するダムの影響と緩和対策)	1	
先端応用情報学特講L (院生のための「グローバル・インターンシップ・プログラムⅡ」)	1	
先端応用情報学特講M (就職日本語－就職活動のためのコミュニケーションを考える)	1	
研究倫理（講義）	1	医学系研究科（修士課程，博士課程） 保健学研究科（博士前期課程，博士後期課程）
研究倫理（Eラーニング）	1	
放射線生物学	1	医学系研究科（修士課程）
放射線基礎物理学	2	
放射線計測学講義	2	
情報処理学・画像工学	2	
医学物理実習	1	
医学物理演習	1	
重粒子線治療講義	2	
MOT特論	2	理工学府（博士前期課程）
経営工学特論	2	
ものづくりビジネス	2	
アントレプレナーシップ特論	2	
医工連携特論	1	
医理工連携重粒子線治療の物理と医学特論	2	
研究人材就業力養成基礎	2	理工学府（博士後期課程）
実践アントレプレナーシップ特論	1	
実践研究リーダーシップ特論	1	

次世代モビリティ技術	2	研究・産学連携推進機構次世代モビリティ社会実装研究センター
次世代モビリティ高度交通システム	2	
次世代モビリティ社会の変化と可能性	2	
ベイズ統計学特論	2	数理データ科学教育研究センター
データサイエンス応用・Pythonプログラミング演習	2	
データサイエンス応用・画像データ解析演習	2	
データサイエンス基礎・Pythonプログラミング	2	
Pythonによる数理解析	2	
画像処理と実践応用演習	2	
レギュラトリーサイエンス概論	2	
食の安全特論	2	食健康科学教育研究センター
生活習慣病と食健康科学特論	2	
実践食品イノベーション特論	2	
食品科学特論	2	
食品生産工学特論	2	
食健康医科学特論	2	
バイオデータ解析・統計特論	2	

大学院社会情報学研究科施設利用心得

1 自動車通学について

荒牧キャンパスへの自動車による入構は許可が必要となりますので、申請手続きを行ってください。（申請及び交付担当窓口：情報学部教務係）

駐車場については、10号館の裏（北側）の駐車場（P 8）を利用し、満車の場合は本駐車場入口を直進した駐車場（P 10）を利用してください。

2 建物の使用の心得について

(1) 施錠について

10号館の出入口は電子施錠となっており、入退出については以下のとおりです。

月曜日～金曜日	8時～18時	自由に出入りできます。
〃	18時～21時30分	学生証を使用してサブエントランスから入ることができます。
土曜日	8時～21時30分	〃
日曜日・祝日	原則として入棟できません。	

(2) 喫煙場所について

この建物は全面禁煙となっています。荒牧キャンパスでは、図書館の北側、基幹棟の東側の2箇所が喫煙場所となっていますので、必ずその場所で喫煙してください。

(3) 大学院研究室について

研究室は、10号館2階南側（203号室）及び3号館3階（304号室）に設置しています。

研究室は共同利用となっていますので、協力して有効利用してください。

研究室の設備として、ロッカー、パソコン、プリンター等を用意しています。

3号館3階の大学院研究室の使用については、事務室にお問合せください。

(4) 情報処理演習室（4階）について

入口に掲示した開室時間内で、授業等で使用していないときは、パソコンを使用することができます。

(5) 連絡用掲示板について

各種連絡用の掲示板が10号館2階にありますので、出校時には必ずこの掲示板を見てください。

なお、Eメールで連絡することもありますので、出校時には必ず確認してください。